

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年9月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：大洋州地域（広域）小島嶼国（フィジー・バヌアツ）における沿岸域生態系保全に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型）】

業務名称：大洋州地域（広域）小島嶼国（フィジー・バヌアツ）における沿岸域生態系保全に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：25a00526

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年9月24日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：大洋州地域（広域）小島嶼国（フィジー・バヌアツ）における沿岸
域生態系保全に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価
落札方式-ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しま
すので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年11月から2026年2月
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施
のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。
なお、諸般の事情により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更す
る必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する
成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行い
ます。
- (6) 部分払の設定²
部分払いは予定ありません。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部 森林・自然環境保全グループ第二チーム
- (3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引
ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があ
ります。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年9月30日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年10月1日 12時まで
3	質問への回答	2025年10月6日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2025年10月10日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年10月27日 12時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成

し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JXyPi5B0wB>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
 - 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ

引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

近年、小島嶼国では、気候変動の影響や急速な開発により、マングローブ林、海草藻場、サンゴ礁などの沿岸域生態系の劣化が深刻な課題となっている。これら生態系は、気候変動による海面上昇や高波・津波などによる自然災害からの緩衝地帯として機能するとともに、漁業や観光資源の基盤、生物多様性の保全等の多面的便益を提供しており、沿岸域の住民の生計と環境の持続性を支えている要であり、これら生態系の持続的且つ効果的な保全対策の構築は喫緊の課題となっている。

中でも、フィジー及びバヌアツは、いずれも豊かな沿岸域生態系を有しており、サンゴ礁や透明度の高い海洋環境などの自然資源を生かした観光が主要産業のひとつとなっている。観光業はGDP（フィジー：約40%（2021年、世銀）／バヌアツ：約30%（2023年、IMF）及び雇用の大きな割合を占めており、沿岸域生態系の保全は環境問題にとどまらず、経済的持続性の観点からも極めて重要である。他方、近年では、リゾート開発や観光インフラの拡張が生態系への負荷を高めているほか、気候変動に起因する海水温上昇によるサンゴの白化現象などで観光資源の質的低下が懸念されており、観光と調和した保全戦略の構築が急務である。

さらに、フィジー及びバヌアツは、気候変動の影響も強く受ける国々である。フィジーでは、観光や漁業の主要資源であるサンゴ礁やマングローブが海水温上昇や異常気象現象によって劣化している。また、陸域、特に都市部近郊では土地利用の変化に起因する沿岸域の自然環境の消失が顕著である。バヌアツでは、頻発するサイクロンや地震などの自然災害に加え、森林伐採による土砂流出や急速な都市化が沿岸域生態系の脆弱性を高めており、コミュニティレベルでの資源管理能力の強化が求められている。特に、2024年12月に発生したバヌアツの首都ポートビラ近郊でのマグニチュード7.3の大地震は、国内に甚大な被害をもたらした。国連によるとバヌアツ国民の約8,000人以上が影響を受けたとされており、都市部のインフラ施設の改修・復旧及びレジリエンス強化が急務であることに加え、将来的な大規模災害（二次災害として想定される津波等）への対策の必要性も高まっている。

また、2024年7月に開催された第10回太平洋・島サミット（PALM10）の共同行動計画では、「海洋と環境」を重点協力分野として掲げており、「海洋環境の保護」や「海洋資源の持続可能な管理」について言及されている。具体的には、サンゴ礁の保全などを通じた海洋環境の健全性と持続可能性の向上を目指した協力や、海洋資源の持続可能な利用に向けた国際協力と科学的管理の強化について強調されており、沿岸域保全を含む小島嶼国支援の強化が国際的な課題として明確に位置付けられた。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、以下①～④の4本柱を中心に、対象国の沿岸域生態系（マングローブ、海草藻場、サンゴ礁等）の現状、課題、及び保全・管理体制に係る基礎情報の収集・分析を行い、今後の技術協力プロジェクトとしての支援の可能性を探ることを目的とする。

① 関連政策の現状分析と課題立案

- ・ 沿岸域生態系管理に関する保護区管理を含む法制度・政策・ゾーニング等の現状と課題を把握
- ・ ICEM（統合的沿岸域生態系管理）やMPA（海洋保護区）管理の導入・実施状況の分析
- ・ 空間情報（海域利用計画、土地利用計画、既存の分布図（habitat map）等）活用状況を確認
- ・ 他国際機関、NGO、地域国際機関・地域研究機関等の現地での関連取組について支援状況を確認

② DX・AI等を活用した科学的情報基盤整備

- ・ 衛星画像等リモートセンシングデータや既存データを活用し、マングローブ・海草藻場・サンゴ礁等の分布図（habitat map）の作成方針の検討
- ・ リモートセンシングやAI技術を活用した生態系モニタリング体制や情報管理システムによる政策/意思決定への活用の現状と課題を把握
- ・ 民間技術の活用可能性や日本国内の自治体等との連携可能性を確認・検討

③ 保全モデルの構築（地域コミュニティを含むステークホルダー参画・キャパビル）

- ・ 既存の地域を含む関係者参加型保全管理活動や関連する持続可能な漁業、観光産業等との連携を調査
- ・ 中央・地方行政・NGO等の役割分担やガバナンス体制（含、現地人材リソースの配分）を明らかにし、モデル構築の可能性を検討

④ 広域展開の検討

- ・ 類似の課題を抱える近隣島嶼国や地域プログラムへの横展開可能性を検討

- ・ 地域国際機関、地域研究機関との連携可能性や、地域的な枠組みやイニシアティブによる沿岸域生態系保全管理の取組に関する情報収集
- ・ 国際機関または民間との連携を通じた外部資金導入による広域展開の可能性について情報収集・確認

第3条 調査実施の留意事項

(1) 国内外及び近隣島嶼国の関係機関・ドナー・民間企業等への聞き取りと情報収集

調査対象国（フィジーおよびバヌアツ）の中央・地方政府機関、大学・研究機関、NGO、地域コミュニティ関係者に加え、周辺の小島嶼国において類似の取り組みを実施している地域国際機関・研究機関も含めた幅広いステークホルダーに対し聞き取りを行う。また、行政機関のみならず、観光業関係団体や漁業協同組合、エコツーリズムを実施する民間企業やコミュニティにもヒアリングを行い、保全活動実施に際する連携の可能性や課題を把握する。さらに、日本国内での沿岸域保全関連の取り組み状況や優位性の高い技術・知見の有無等も情報収集する。特に、上記、第2条「② DX・AI等を活用した科学的情報基盤整備」については、本邦企業の取組状況の把握と、連携の可能性について検討する。

(2) 他ドナー・国際機関・NGO等との連携の可能性の確認

フィジー・バヌアツでは、他の開発機関（ドナー・国際機関・NGO等）や地場コミュニティによる沿岸域保全、生態系管理、エコツーリズム等に対する支援及び具体的な既存の活動が実施中であり、今後の協力可能性の検討に際しては、既存・計画中の取組との重複を回避しつつ、補完性・協調性を意識し、協力間での相乗効果・連携の可能性を追求することを基本方針とする。そのため、例えば太平洋地域環境計画事務局（SPREP：The South Pacific Regional Environment Program）、FAO、UNDP、UNEP、世界銀行、ADB等の太平洋地域における沿岸生態系関連の支援状況と同支援を踏まえた上で課題等を確認する。また、WWF、Conservation International等の国際NGOもフィジー・バヌアツでは多くの関連活動を実施中であるため、それぞれの活動状況についても把握し、既存の活動に重複しない形での補完的協力や連携の可能性について検討する。

(3) 現地実施機関の人的リソースおよびガバナンス体制の確認

調査対象国における実施機関（中央政府、省庁等）や関連コミュニティの人的・技術的キャパシティおよび制度的ガバナンス体制を把握する。対象省庁

における沿岸域生態系保全・管理の専任部署・人員の有無とその体制、現在所管している活動への人員体制の現状、地方自治体やコミュニティレベルでの活動実施能力（人材・財源・経験等）の実態、組織内の情報共有・意思決定プロセス、他機関との連携体制等、将来的に持続可能な保全モデルの構築に必要な人材・予算確保の見通しについて確認する。

（４）現地調査の渡航回数と選定方針

フィジー・バヌアツへの現地渡航をそれぞれ２回想定しているが、国内業務・第１次現地渡航での調査結果を踏まえ、将来、重点的に保全モデルの構築及び協力案を検討する１か国を選定し、選定された対象国に対して第２回の現地調査を行い、より詳細な制度・人材・技術的な実態を確認しつつ、具体的な協力案の検討・協議を行う。ただし、渡航回数や調査進行方法については、効果的かつ効率的な実施の観点から、必要に応じて調査計画を調整する余地を残しつつ、JICAとの協議の上で柔軟に対応する⁴。

（５）今後の協力の可能性に関する提案と外部資金導入の可能性の確認

本調査では、フィジー・バヌアツの両国において今後の協力の可能性を検討・提案する。その際には、協力の方向性のみならず具体的な協力アプローチや活動内容、投入量を含む提案を行う。なお、収集した情報及び聞き取りの結果（特に、上記の第３条（２）の結果）をふまえ、実際の課題や先方政府のニーズに基づいた提案になるよう留意する。協力のスキームとしては技術協力（SATREPS含む）を念頭に可能性を検討する。また、既存のJICA事業との連携や相乗効果も検討出来るとなお良い。加えて、今後の協力の可能性の検討に際しては、外部資金（緑の気候基金（GCF）等）の導入の可能性についても検討する。

（６）機構からの便宜供与

現地調査時におけるJICA事務所/支所による便宜供与は想定していない。現地関係者との打ち合わせ等は、初回においては可能な範囲でJICA事務所/支所による紹介や協力を行うものの、受注者が自律的に対応することが求められる。また、現地調査時にJICA関係者（本部、事務所/支所）が同行する場合、受注者及びJICA間で相互に調整し、調査を実施する。

第４条 調査の内容

⁴ 渡航回数や調査進行方法については、効果的かつ効率的な実施の観点から、必要に応じて調査計画をプロポーザルの段階で提案することも可とする。

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

(1) 基礎情報の収集・分析

フィジー・バヌアツにおける沿岸域生態系保全・管理の現状、関連機関の取り組み、現地の課題などを包括的に把握し、現地関係機関や本邦協力機関との連携可能性も踏まえた調査実施計画案を策定する。同計画書案に基づき、JICAと協議を行い、調査方針のすり合わせを行う。

なお、調査実施計画案には、以下を反映する⁵。

- ① フィジー・バヌアツにおける沿岸域生態系（マングローブ・海草藻場・サンゴ礁等）保全及び管理体制に関連する各国政府の政策、計画、制度等に関する文献・資料・統計等の情報収集・分析を行う。
- ② フィジー・バヌアツにおける国際機関、他ドナー、NGO、研究機関、地域国際機関、地域研究機関等の過去及び現在の関連事業・取り組みに関する情報を収集・分析する。
- ③ 本邦の協力機関（地方自治体、学術研究機関、民間企業、NGO等）の技術・知見の把握と将来的な連携可能性を確認する。特に、リモートセンシングやGISの活用については、本邦民間技術の活用可能性や連携の可能性も確認し、調査計画に反映する。
- ④ フィジー・バヌアツにおけるマングローブ林、海草藻場、サンゴ礁の分布や、周辺の土地利用状況
- ⑤ マングローブ・海草藻場・サンゴ礁の分布、劣化状況、土地利用、保全管理実施状況、関係機関の体制に関する地理空間情報の収集・解析を行い、衛星画像等を活用した現状（habitat mapの有無、活用状況等）を評価し、課題を分析する。
- ⑥ 上記の結果を踏まえ、重点的に調査を行う対象地域候補を抽出するとともに、現地で追加的に収集すべき情報、ヒアリングすべき関係機関等を整理し、調査計画（対象地域・対象機関・ヒアリング項目等）として取りまとめる。なお、対象地域候補の選定については、随時JICAと協議を行いながら進める。

(2) 現地での情報収集と関係機関との協議

⁵ 想定項目はここに記載のとおりですが、追加で収集・分析が必要と考える項目があればプロポーザルで提案してください。また、効率的・効果的な収集・分析の方法や留意事項を、提案してください。

- ① 日本国内では入手困難な、対象地域における地理空間情報、生態系の分布に関するデータ、行政資料、政策文書等を関係機関から収集する。
- ② 対象地域の環境・土地利用政策、省庁間の調整体制、保全施策の実施状況、住民参加型保全活動の有無や制度的枠組みに関して、現地の行政機関、NGO、ドナー機関、住民団体等へのヒアリングを行う。また、保全活動の中で空間情報やGIS、リモートセンシング技術が政策立案・実施やモニタリングに活用されているか、その取り組みと課題についても調査する。
- ③ 対象地域における国際機関、他ドナー、NGO、研究機関、地域国際機関、地域研究機関等による活動に配分されている現地実施機関の人的リソース、予算およびガバナンス体制について確認する。
- ④ 対象地域におけるマングローブ、海草藻場、サンゴ礁の現地調査及び既存情報収集を実施し、状態・変化傾向・劣化要因等を把握する。また、保護区管理等の保全活動が行われている地域では、住民参加の仕組み（観光業・産業等生計手段との関係性等）等についても調査する。

(3) 今後の協力の可能性検討に向けての情報整理・提案⁶

- ① 上記の調査結果を踏まえて、対象国のうち重点的に協力を行うべき国・地域を選定する。その際の選定基準や過程は、随時 JICA と協議を行いながら進める。
- ② 対象国間の比較分析、保全制度・活動の成熟度、運用・実施能力度、技術・人材の状況、関係機関の支援状況及び協力体制等を踏まえ、より詳細な調査や協力が必要な地域を絞り込み、次段階の現地調査内容を整理する。
- ③ 上記を踏まえて、今後協力の可能性のある地域や分野の特定と優先的に取り組むべき課題の抽出を行い、持続可能な保全モデル構築案を検討・提案する。また、保全モデル構築が期待される重点国については、行政支援体制、保全活動主体、技術移転の余地等についての追加調査・関係者間での協議を行い、持続可能な協力モデルの方向性の詳細化を進める。なお、保全モデルの検討に際しては、随時 JICA と協議を行いながら進める。

⁶ 今後の協力の可能性検討に向けて想定している情報整理・提案の項目はここに記載のとおりですが、追加で整理・提案が必要と考える項目があればプロポーザルで提案してください。また、効率的・効果的な情報整理・提案の方法や留意事項を提案してください。

- ④ 検討した保全モデルに関して、将来的な近隣小島嶼国への支援拡大を想定した、外部資金（緑の気候基金（GCF）等）の導入の可能性についても検討する。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本調査の成果品は「ファイナルレポート」とする。提出時期は目安である。

報告書等	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文のみ (電子データ 1 部)
調査実施計画案	2025 年 12 月 (第 1 回現地調査前)	和文のみ (電子データ 1 部)
ドラフト ファイナルレポート	2026 年 2 月上旬	和・英文 (電子データ各 1 部)
ファイナルレポート	契約履行期間終了時	CD-R : 3 枚 (和英同梱)

※報告書目次案は別途相談とする。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	基礎情報の収集・分析 (特に、②フィジー・バヌアツにおける国際機関、他ドナー、NGO、研究機関、地域国際機関、地域研究機関等の過去及び現在の関連事業・取り組み、③本邦の協力機関、について)	第4条(1)
2	今後の協力の可能性検討に向けての情報整理・提案(特に、対象国の選定基準の検討方針について)	第4条(3)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.10人月

(現地渡航回数) 延べ10回

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇) 格付の目安 (3号)】

1) 対象国及び類似地域：フィジー・バヌアツ国及び小島嶼国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ なし

2) 公開資料

➤ なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所及びバヌアツ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所/支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所/支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照して下さい。

* 評価対象とする類似業務：沿岸域生態系保全（マングローブ・海草藻場・サンゴ礁）、生態系サービスや自然環境保全全般に係る各種業務経験

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所/支所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同

ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について 本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2